

デジタル複合機保守契約書（案）

- 1 保守物件名 デジタル複合機保守契約
機種名：▲▲▲ □□□□
- 2 保守料金 別紙、保守料金のとおり
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 保守の実施場所 別紙、保守実施場所のとおり
- 5 契約保証金 免除

上記、デジタル複合機保守契約（以下「契約物品」という。）について、分任支出負担行為担当官 屋久島森林管理署長 ●● ●●（以下「発注者」という。）と
○○○○○（以下「受注者」という。）は、上記各項及び次の契約条項により契約
を締結するものとする。

この契約の証しとして、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各1
通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 住 所 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房166-5
氏 名 分任支出負担行為担当官
屋久島森林管理署長 ●● ●● 印

受注者 住 所
氏 名
印

契 約 条 項

第 1 章 総則

（契約の目的）

第 1 条 受注者は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書並びに仕様書に添付された図面（以下「仕様書等」という。）の定めに従い、発注者が契約物品を常に正常な状態で使用できるよう保守その他の業務を行い、複合機に必要なトナー等（以下「消耗品」という。ただし、用紙、ステープルを除く。）を円滑に供給することを目的とする。

（代金）

第 2 条 契約金額をもって、受注者に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて算出した額である。

（債権譲渡の禁止）

第 3 条 受注者は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を発注者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 受注者がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、受注者が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社に債権の譲渡を行い、受注者が発注者に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条若しくは動産及び債権の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、発注者は、受注者に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

3 第一項ただし書きに基づいて受注者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

(再委託)

第4条 受注者は、本契約の全部を第三者（以下「再委託を受ける者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、本契約の請負者（以下「請負者」という。）は、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を発注者又は発注者の指定する者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

なお、請負者は発注者から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託を受ける者が更に再委託する場合についても同様に発注者から承認を受けなければならない。

- 2 受注者は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託を受ける者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として契約金額に占める再委託又は再請負金額の割合（「再委託比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
- 3 受注者は、前項の承認を受けた再委託について、その内容を変更する必要があるときは、同項に規定する書面を発注者に提出し、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- 4 受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。
- 5 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。
- 6 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。
- 7 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託を受ける者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。
- 8 受注者は、本契約の一部を再委託するときは、受注者がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託を受ける者と約定しなければならない。
- 9 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、

軽微な再委託として第2項から第6項までの規定は、適用しない。

(代理人の届出)

第5条 受注者は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により発注者に届け出るものとする。

(仕様書等の疑義)

第6条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに発注者の説明を求めるものとする。

2 受注者は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、受注者がその説明の不適當なことを知って、速やかに発注者に異議を申し立てたにもかかわらず、発注者が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

第2章 契約の履行

(監督)

第7条 発注者は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督職員を定め、受注者の作業場所等に派遣して業務内容及び発注者が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、発注者の定めるところにより監督をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。

2 発注者は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 監督職員は、職務の遂行に当たり、受注者が行う業務を不当に妨げないものとする。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(保守)

第8条 受注者は、複写機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 受注者は、複写機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

(消耗品の供給)

第9条 受注者は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

(消耗品の所有権)

第 10 条 消耗品の所有権は受注者に属し、発注者は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 発注者は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

(検査)

第 11 条 受注者は、毎月末に複写機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について発注者の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、仕様書に定める範囲の業務を終了した通知を受けた日から起算して 10 日以内に、発注者の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

(物品の維持補修)

第 12 条 受注者は、受注者の負担において、発注者が契約物品を常時正常な状態で使用できるように、点検、調整を行わなければならない。

2 契約物品が故障した場合、受注者の負担において、直ちに契約物品の修理に着手し、又は契約物品の交換等を行い、速やかに契約物品を正常な状態に回復させなければならない。ただし、故障が発注者の責めに帰する事由による場合は、仕様書に定める場合を除き発注者の負担によるものとする。

3 第 1 項の点検調整の不完全又は前項の維持補修の遅延により、1 日以上にわたり、発注者が物品を使用できなくなったときは、その期間に応じて第 16 条第 2 項の規定に準じて計算した金額を受注者に対し請求することができる。

4 受注者は、物品の設置場所に出入りするときは、あらかじめ発注者の了解を得なければならない。

(代金の減額)

第 13 条 第 12 条第 2 項本文の維持補修が遅延し、そのために 1 日以上にわたり、発注者が物品を使用できなくなったときは、その期間の代金は、1 か月を 30 日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、発注者が物品を使用できなかった期間の業務を受注者において処理した場合は、この限りでない。

(代金の支払)

第 14 条 受注者が第 11 条の検査に合格したときは、発注者が契約物品を使用した月の翌月に、当該月にかかる月額代金を発注者に書面（以下「請求書」という。）をもって請求するものとする。

2 発注者は、前項の適法な請求書を受領した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に月額代金を受注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第 15 条 発注者は、約定期間内に代金を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 発注者が第 11 条第 2 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を受注者に対して支払うものとする。

第 3 章 契約の効力等

(契約不適合責任)

第 16 条 設置された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、発注者は、自らの選択により、受注者に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 発注者が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中複合機

を使用できなかったときは、発注者は、複合機を使用できなかった期間の日数に応じて、年間予定金額に民法第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した金額を受注者に対し請求することができる。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りではない。また、その期間の代金は、1 か月を 30 日とする日割計算をもって算出した金額を減額するものとする。ただし、発注者が複合機を使用できなかった期間の業務を受注者において処理した場合は、この限りでない。

- 4 発注者は、第 1 項に規定する契約不適合が重大と認める場合又は受注者が第 1 項に規定する発注者の請求に応じない場合、第 19 条の規定により、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は発注者に対し、第 24 条第 1 項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、発注者は返還すべき保守及び消耗品の供給が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 発注者は、第 1 項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、受注者に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 24 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。
- 6 発注者は、保守及び消耗品の供給の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後 1 年以内に受注者に対して通知するものとする。
- 7 第 1 項の規定に基づく履行の追完の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第 1 項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された保守及び消耗品の供給に、なお本条の規定を準用する。
- 9 履行の追完に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

第 4 章 契約の変更等

（契約の変更）

第 17 条 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、契約期間、仕様書等の内容その他受注者の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、受注者と協議することができる。

- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、受注者は、見積書等発注者が必要とする書類を作成し、速やかに発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、この契約により発注者のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、契約期間を変更するため、発注者と協議することができる。

（事情の変更）

第 18 条 発注者及び受注者は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議するこ

とができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(発注者の催告による解除権)

第19条 発注者及び受注者は次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 受注者が期限までに、複合機を保守しなかったとき又は保守できないことが客観的に明らかとなるとき。
- 二 保守及び消耗品の供給が第11条の規定による検査に合格しなかったとき。
- 三 第12条に定める物品の維持補修ができなくなったとき。
- 四 第16条第4項に該当するとき。
- 五 前4号に定めるもののほか、受注者がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- 六 この契約の履行に関し、受注者若しくはその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 受注者に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
 - 六 受注者が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 次に掲げる場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合)

第 21 条 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 22 条 発注者は、第 19 条又は第 20 条に定める場合のほか、発注者の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、発注者は受注者に対して契約の解除前に発生した受注者の損害を賠償するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 23 条 発注者は、第 16 条第 5 項に規定する場合のほか、受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(違約金)

第 24 条 受注者は、第 19 条又は第 20 条の規定により、この契約の全部又は一部を発注者により解除された場合は、違約金として解約部分に対する年間予定金額の 100 分の 20 に相当する金額を発注者に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

2 第 1 項の規定は、発注者に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(受注者の解除権)

第 25 条 受注者は、発注者がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に

履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定は、受注者に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 前項に規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

（知的財産権）

第 26 条 受注者は、この契約の履行が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。受注者は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により発注者に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 受注者は、仕様書等に知的財産権に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第 27 条 この契約により受注者が発注者に支払うべき金額があるときは、発注者はこの金額と受注者に支払う代金を相殺することができる。

第 5 章 談合等の排除特約条項

（談合等の不正行為に係る解除）

第 28 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 29 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、年間予定金額

の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約予定金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。
 - 二 前号の納付命令又は審決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第 6 章 暴力団排除特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第 30 条 受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第31条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第32条 受注者は、第30条の各号及び第31条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請負が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第33条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができ

る。

(損害賠償)

第 34 条 発注者は、第 30 条、第 31 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第 30 条、第 31 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 35 条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 7 章 秘密の保全等

(秘密の保持)

第 36 条 発注者及び受注者は、この契約の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の終了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

2 受注者は、従業員を発注者の設置場所に立ち入らせる場合は、当該従業員に身分証明書を携行させなければならない。

第 8 章 雑則

(調査)

第 37 条 発注者は、この契約について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、受注者に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 受注者は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第 38 条 発注者及び受注者は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第 39 条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

(評価内容の担保)

第 40 条 受注者がこの契約において履行すべき内容は、仕様書及び入札に際して受注者が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容とする。

(補則)

第 41 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

別紙

機種、保守実施場所、保守料金

機 種	台 数	保守実施場所	保守料金（消費税抜き）
デジタル複合機 ▲▲▲ □□□□	1 台	屋久島森林管理署	モノカラー 〇〇円／枚 フルカラー 〇〇円／枚

※ 1 ヶ月の保守料金は第 11 条に定める検査によって確定した総枚数から、複合機の点検及び調整並びに通常の使用に伴って生じた不良複写の枚数として、総枚数からモノカラー 1 % ・フルカラー 1 % を差し引いた枚数に 1 枚当りのコピー料を乗じて得た額とする。

予定数量

屋久島森林管理署

	1 ヶ月当たり	年間予定数量	予定金額
モノカラー	7, 3 0 0 枚	8 7, 6 0 0 枚	
フルカラー	5, 5 0 0 枚	6 6, 0 0 0 枚	
計			

消費税額及び地方消費税額

円

年間予定金額

円